

平成 27 年 10 月 9 日
照会先
厚生労働省大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室
(担当・内線) 室長 安中 健 (3814)
災害対策調整係長 堀田 朋寛 (2830)
(電話・代表) 03 (5253) 1111
(電話・直通) 03 (3595) 2172

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による被害状況 及び対応について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨に伴う 10 月 9 日 11 時 00 分時点における厚生労働省の対応等については、別紙のとおりですのでお知らせします。

厚生労働省
平成27年10月9日
11時00分現在

平成27年9月関東・東北豪雨による被害状況及び対応について（第24報）

1 厚生労働省における対応状況（10/9 10:00現在）

10日	04:15	厚生労働省情報連絡室を設置
	16:00	厚生労働省災害対策本部を設置
	17:15	同本部第1回会合開催
11日	16:15	同本部第2回会合開催
16日	10:30	塩崎大臣、永岡副大臣の被災地（茨城県常総市）視察

2 救護活動関連の状況（10/9 10:00現在）

(1) EMIS（広域災害・救急医療情報システム）

茨城県	警戒モードに設定	(09/10 7:20)
	災害モードに設定	(09/10 10:00)
	警戒モードに設定	(09/14 12:00)
栃木県	災害モードに設定	(09/10 8:00)
	警戒モードに設定	(09/11 18:30)
	平時モードに設定（警戒モード解除）	(09/18 17:00)

3 被災者の健康管理等（10/9 10:00現在）

(1) 健康管理支援等

- ・ 9月10日以降 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県内の一部避難所において、県内保健師が避難者の健康支援を実施（山形県、福島県及び千葉県は9月11日で終了）。
- ・ 9月10日 「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を送付し、避難所で生活される方々の健康管理にあたり、支援する関係者が留意する事項について情報提供。
(※ 平成23年6月に発出した事務連絡を再周知)
- ・ 9月11日 茨城県から保健師の派遣要請を受け、県外からの派遣調整を実

施。7 チーム（群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県）が派遣準備（1 チーム 2 ～ 3 名の保健師で構成）。9 月 15 日から活動（9 月 25 日で終了）。

- ・ 9 月 15、17 日、18 日、20 日
職員（課長を含む延べ 9 名）を茨城県に派遣し、現地での保健師の派遣調整、及び避難所での保健師の保健活動の状況把握を実施。
- ・ 9 月 16 日
公益社団法人日本看護協会は、近隣県看護協会から茨城県へ「災害支援ナース」を派遣するなどの支援を開始（10 月 1 日で終了（述べ 488 名が派遣された））。

(2) 医薬品提供支援等

- ・ 9 月 10 日
茨城県にて茨城県薬剤師会が避難所における医薬品ニーズに対し医薬品を供給を開始（9 月 11 日終了）。
- ・ 9 月 12 日
JMAT を支援（薬剤師派遣（9 月 16 日終了）及び医薬品供給（9 月 17 日終了））。

(3) 心のケア等

- ・ 9 月 13 日
茨城県の精神医療チームが避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応している。厚生労働省としては、茨城県からの要請により 9 月 13 日から情報収集・現地コーディネーター支援として 2 名を派遣（9 月 19 日終了）。引き続き技術的支援を継続。
- ・ 9 月 14 日
日赤こころのケア班が避難所を巡回し、精神保健医療のニーズに対応している。9 月 18 日から、常総市役所に活動の場を設け、市役所職員をはじめとした支援者支援を実施。

(4) 避難者の介護予防

- ・ 9 月 11 日
避難所生活が長期化することを想定し、避難者の介護予防を支援するため、老人保健課担当者、各県担当者、JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）事務局の連絡体制を構築し、必要に応じてリハ専門職を派遣する等のサポート体制を構築することとした。（16 時）
- ・ 9 月 11 日
避難指示・勧告の出た茨城県、栃木県、福島県、宮城県、埼玉県における高齢者の避難状況、避難所生活の見通し等の介護予防に関する情報について県庁より収集。（18 時）。
- ・ 9 月 12 日
本省担当官を茨城県に派遣（12 日～ 13 日）。常総市石下総合体育館で避難状況を確認。（午後）。
- ・ 9 月 12、13 日
DMAT（災害派遣医療チーム）と JMAT（日本医師会災害医療チーム）の全体会議において、関係者が JRAT と連携して介護予防ニーズへの対応方針を確認。
- ・ 9 月 13 日
水海道地区（常総市役所周辺）の避難所 8 カ所で介護リスク等の状況を把握。（9 時～ 17 時）
- ・ 9 月 14 日
石下総合体育館に理学療法士、作業療法士が日中常駐しての介護予防チームが始動。（9 時）
- ・ 9 月 17 日
現地状況把握のため常総市へ課長補佐級職員 2 名を派遣。

- ・ 9月23日 本省担当官が再度、現地に入り避難状況を確認するとともに今後の対応方針について茨城県と協議。
- ・ 9月27日 9月23日の茨城県との協議に基づき、9月27日で支援を終了。

(5) 障害者への支援

- ・ 9月17日 現地状況把握のため茨城県及び常総市へ本省職員1名を派遣。

4 施設の被害状況 (10/9 10:00 現在)

(1) 医療施設

茨城県 病院 2箇所 (床上浸水[診療困難]、[9/12 県内の災害拠点病院に全患者を搬送済])
 診療所 23箇所 (床上浸水)

(2) 社会福祉施設

栃木県 7箇所 (床上浸水、土砂流入)
 茨城県 35箇所 (雨漏り、床上浸水等)
 福島県 1箇所 (雨漏り)
 宮城県 7箇所 (雨漏り、床上浸水等)
 埼玉県 5箇所 (床上浸水)

(3) 保健衛生施設

茨城県 2箇所 (保健所等、床上浸水等)

(4) 職業能力開発施設

栃木県 1箇所 (雨漏り)

5 水道の被害状況 (10/9 10:00 現在)

(1) 断水状況

県、市町村名	最大断水戸数	現在の断水戸数	断水期間	被害状況
【栃木県】	11,451戸	0戸		
塩谷町	110戸	0戸	9. 9 23:00 ～ 9.11 05:00	河川氾濫による水管橋破損(復旧済) 配水池水位低下(復旧済)

栃木市	2,200 戸	0 戸	9.10 01:45 ～ 9.12 18:00	浸水による配水ポン プ停止（復旧済） ※ 一部に減圧地域
那須塩原市	940 戸	0 戸	9.10 07:30 ～ 9.15 16:40	林道崩落による導水 管破損、取水口閉塞 （復旧済）
小山市	7,500 戸	0 戸	9.10 10:10 ～ 9.13 11:00	浸水による浄水場 （配水ポンプ）停止 （復旧済）
日光市	697 戸	0 戸	9.11 ～ 9.19 24:00	7 地区で断水発生 配水管破損、取水口 閉塞等（復旧済）
下野市	4 戸	0 戸	9.10 06:30 ～ 9.10 19:30	道路陥没に伴う配水 管破損（復旧済）
【福島県】	641 戸	0 戸		
南会津町	491 戸	0 戸	9.10 04:30 ～ 9.12 23:30	管路破損、河川高濁 ・取水口閉塞による 浄水処理停止等 （復旧済）
伊達市	150 戸	0 戸	9.11 06:00 ～ 9.11 17:15	道路崩壊による配水 管破損（復旧済）
【茨城県】	約 11,818 戸	0 戸		
常総市	約 11,800 戸	0 戸	9.10 18:10 ～ 9.21 19:00	浸水による浄水場、 配水場ポンプ停止 ※ 鬼怒川の東側全 域で断水発生（断水 戸数は推定値） 東部配水場、相野谷 浄水場の仮復旧によ り全域に給水再開 ※ 相野谷浄水場（飲 用としての水質確認 済 9/24 16:40）

下妻市	18 戸	0 戸	9.10 18:00 ～ 9.11 19:30	道路崩壊による配水管破損（復旧済）
【宮城県】	2,765 戸	0 戸		
仙台市	164 戸	0 戸	9.11 00:30 ～ 9.11 12:00	橋梁添架管の流出（復旧済） ※ 別ルートからの給水により復旧
栗原市	201 戸	0 戸	9.11 04:30 ～ 9.13	橋梁添架管の破損、ポンプ停止、河川高濁、井戸に濁水流入（復旧済）
白石市	2,400 戸	0 戸	9.11 08:30 ～ 9.11 15:00	浄水場への土砂流入（復旧済）
	計 約 26,675 戸	計 0 戸		断水戸数に常総市の推定値を含む

(2) 応急給水（9 日時点、日本水道協会の支援により実施）

- ・ 茨城県 常総市で応急給水実施（給水車 5 台、日立市、水戸市等の支援）
 - ※ 21 日 19 時、相野谷浄水場配水ポンプの仮復旧が完了し、県企業局からの受水分により、断水していた約 7,400 戸への配水を再開（飲用としての水質確認済 9/24 16:40）
 - ※ 引き続き浄水場内の電気関連設備等の復旧作業を実施中

(3) その他

- ・ 「平成 27 年台風第 18 号等に係る政府調査団」に補佐級職員を 1 名派遣（9/11）
- ・ 常総市に現場調査として補佐級職員を 1 名派遣（9/12～13）
- ・ 常総市に現場調査として補佐級職員を 1 名派遣（9/15～16）
- ・ 常総市に現場調査として補佐級職員等を 2 名派遣（9/21）

6 災害ボランティアの活動状況（10/9 10:00 現在）

- 被災地では、災害の状況に応じ、各地の社会福祉協議会（以下「社協」という。）を中心に、災害ボランティアセンターを開設。

○ 各地の災害ボランティアセンターでは、被災家屋の片付けや泥出し、避難所の運営支援など、被災者の方々のニーズを踏まえ、以下のとおり、ボランティア活動の円滑な実施を支援。

○ また、厚生労働省では、災害ボランティアセンターの運営状況等の把握のため、茨城県庁及び常総市へ課長補佐級職員2名を派遣。(9/17)

(1) 栃木県

	開所日	閉所日	10/7までの 延べ参加人数	備考
県社協				・ 県社協職員等が被災地社協の支援を実施。
鹿沼市社協	9月10日	—	5,716	
小山市社協	9月10日	—	994	
栃木市社協	9月11日	—	2,578	
日光市社協	9月13日	—	905	・ 10/5 から募集休止。

(2) 茨城県

	開所日	閉所日	10/7までの 延べ参加人数	備考
県社協	9月12日	9月30日	5,301	・ 茨城県、常総市、県社協、常総市社協が連携し、「茨城県災害ボランティアセンター」を設置。 ・ 県社協職員等が被災地社協の支援を実施。 ・ 9/30 をもって、常総市災害ボランティアセンターへ統合。
つくば市社協	9月11日	—	28	
境町社協	9月12日	—	122	
常総市社協	9月13日	—	22,355	

(3) 宮城県

	開所日	閉所日	10/7までの 延べ参加人数	備考
県社協				・ 県社協職員等が被災地社協の支援を実施。
大崎市社協	9月13日	10月3日	1,160	・ 閉所後は、大崎市社会福祉協議会古川支所においてボランティア活動の調整を行う。
大和町社協	9月13日	9月30日	1,402	・ 閉所後は、大和町社会福祉協議会においてボランティア活動の調整を行う。

(4) 全国社会福祉協議会の対応

- 9/11 より、被災地の状況に応じ、栃木県社協、茨城県社協及び宮城県社協に職員を派遣し、被害状況や社協の活動状況等について、現地確認や支援を実施。

7 施設等の提供について (10/9 10:00 現在)

(1) 雇用促進住宅の提供

- ・ 現在、宮城、茨城、栃木の雇用促進住宅提供可能戸数は 174 戸（宮城 25 戸、茨城 124 戸、栃木 25 戸）となっており、引き続き追加提供が可能な住戸の有無について確認中。
- ・ 雇用促進住宅の所有者である（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構宛に職業安定局長名で住宅の提供を要請。（平成 27 年 9 月 25 日付、職発 0925 第 3 号）

(2) 茨城職業能力開発促進センターの提供

- ・ 茨城職業能力開発促進センターの敷地を災害廃棄物の仮置き場として提供。

8 茨城労働局における取組について (10/9 10:00 現在)

- 9 月 11 日 茨城労働局対策本部 設置
- 9 月 14 日 被災した常総労働基準監督署、常総公共職業安定所の仮事務所を土浦労働基準監督署、筑西公共職業安定所下妻出張所内に設置
- 9 月 14 日 茨城労働局、近隣の労働基準監督署、公共職業安定所において相談窓口を設置
- 9 月 16 日 常総公共職業安定所 2 階に常総労働基準監督署、常総公共職業安定所共同で臨時相談窓口を設置
- 9 月 18 日 茨城労働局から、災害復旧工事等に係る労働災害防止対策の徹底について関係団体（24 団体）に要請
- 10 月 6 日 土浦労働基準監督署に設置していた常総労働基準監督署の仮事務所、及び筑西公共職業安定所下妻出張所内に設置していた常総公共職業安定所の仮事務所をポリテクセンター茨城に移転。
なお、常総公共職業安定所 2 階に設置していた臨時相談窓口は閉鎖。
- 相談件数（9/14 ～ 10/7 累計）： 2,886 件（主に雇用保険、休業手当に関する相談）

9 通知等の発出状況 (10/9 10:00 現在)

(1) 医療保険関係

- 9 月 10 日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知

※ 平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知。

- 9 月 10 日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡

(2) 雇用保険関係

- 特例的な失業給付の支給

9 月 9 日の茨城県古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、板東市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町、栃木県栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、下野市、下都賀郡壬生町、下都賀郡野木町、宮城県仙台市、栗原市、東松島市、大崎市、宮城郡松島町、黒川郡大和町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給できる特別措置を実施。

(3) 被災した要援護障害者等への対応について

- 9 月 10 日の茨城県管内市町村の災害救助法の適用を受け、茨城県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。
- 9 月 11 日付 災害救助法の提供を受けた栃木県及び宮城県に対し、要援護障害者の状況・実態の把握や、障害福祉サービス等の円滑な提供に向けた柔軟な対応等の周知を依頼。

(4) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 9 月 10 日付 茨城県（管内自治体も含む。）に対して、今般の災害により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨を周知
- 9 月 11 日付 各都道府県に対して、今般の災害により被災した要介護高齢者等について、保険者より特段の配慮（被災し利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いする旨を周知

※ 平成 25 年 5 月に発出した事務連絡を再周知。

(5) 生活環境支援関係

- 9 月 14 日付 「平成 27 年台風 18 号（大雨特別警報関連）による大雨等に係る被災者等の要援護者への緊急対応について」を発出し、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合についての積極的な協力について、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対し要請。

(6) 感染症対策関係

- 9 月 11 日付 宮城県、茨城県、栃木県、仙台市、宇都宮市に対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の消費及びねずみ族、昆虫等駆除を自ら行う場合に、薬剤費等を感染症予防事業

費（負担金）の対象とする事ができる旨を周知。

(7) 労働災害防止対策関係

- 9月17日付 各都道府県労働局に対し、災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底を指示するとともに、建設関係団体に対し、労働災害防止対策の徹底を要請。

(8) 社会保険料等の徴収関係

- 10月6日付 茨城県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（平成27年厚生労働省告示第418号）を告示し、9月10日から11月24日までの間に到来する社会保険料等の納期限等を11月25日まで延長。また、同日付けで日本年金機構に対し、納期限等の延長等の取扱いについて周知。

10 その他 （10/9 10:00 現在）

- 労働災害発生状況（9/11 13:00 現在）
 - ・ 栃木県：2名（うち1名は死亡）
 - ・ 宮城県：2名（うち1名は死亡）

以上